

幼児教育・保育の無償化の実施について

本年10月から実施される「幼児教育・保育の無償化（以下「無償化」という。）」については、平成31年2月及び令和元年6月の市議会定例会において、国の方針や制度概要、また無償化に向けた本市の対応状況等について報告したところです。

その後、無償化の実施にあたり、市が実情に応じて取扱を定める事項について関係団体との協議等を進め、無償化の制度設計を行ったことから、この間の取組状況と本市における無償化の実施方法等について報告するものです。

1 無償化の実施に向けた取組状況

(1) 無償化の制度等の周知

ア 制度・手続き等の周知

広報ふじさわや市ホームページへの掲載、また利用施設を通じて案内用ちらしやリーフレットを配布し、制度概要や必要な手続き等について周知を行いました。

7月	広報ふじさわ（7月10日号）での制度周知 利用施設を通じた案内用ちらしの配布 市ホームページによる手続き等の周知
8月	利用施設を通じた案内用リーフレットの配布

イ 事業者を対象とした説明会の開催

事業者及び利用者が行う手続きについて、施設種別ごとに事務説明会を開催しました。

6月26日	幼稚園を対象とした事務説明会（申請手続き）
7月8・9日	認可外保育施設を対象とした事務説明会（申請手続き）
7月22日	幼児教育施設を対象とした説明会（新たな支援制度）
7月24日	認可外保育施設（未届施設を含む。）を対象とした事務説明会
7月30日	幼稚園を対象とした事務説明会（給付事務）
8月7日	認可保育施設を対象とした事務説明会（副食費の取扱等）
8月20日	一時預かり事業連絡会における制度説明
8月29日	居宅訪問型保育事業（ベビーシッター）を対象とした事務説明会
9月中旬(予定)	藤沢型認定保育施設を対象とした説明会

(2) 無償化に伴う申請手続き

ア 対象施設の確認申請と公示

無償化の対象施設のうち、幼稚園（私学助成・預かり保育）、認可外保育施設、一

時預かり事業・病児保育事業等の事業者については、施設が所在する市町村へ無償化の対象施設であることの確認申請を行う必要があります。

現在、本市では、各施設から提出された申請書類の審査を行っており、9月末までに無償化の対象施設であることの公示を行います。

イ 利用者の認定申請と結果通知

無償化の対象となる利用者のうち、認可保育施設以外の利用者については、原則として居住する市町村へ無償化の対象となることの認定申請を行う必要があります。

現在、本市では、利用施設を通じて提出された申請書類の審査を順次行っており、9月末までに申請者へ認定結果を通知します。

2 本市における無償化の実施方法

(1) 保育料支払いの要否及び給付費の支給方法

無償化実施後の施設（事業）類型ごとの保育料支払いの要否及び給付費の支給方法は、次のとおりとなります。

施設(事業)類型		保育料*1の支払い	給付費の支給方法	
			支給先	支給回数
幼稚園	幼稚園(施設型給付) 認定こども園(教育)	不要	施設へ支給 (現物給付)	毎月・概算払い
	幼稚園(私学助成)	不要 ※月額25,700円(給付上限額) を超える分は支払う。	施設へ支給 (現物給付)	年2回・概算払い (4月・10月)
	預かり保育	要 ※利用者は一旦施設へ保育料を 支払う。	利用者へ支給 (償還払い) ※月額11,300円*3以内で支給	年2回・実績払い (11月・翌5月)
認可 保育 施設	公立保育所	不要		
	法人立認可保育所 認定こども園(保育)等	不要		
認可 外 保育 施設 等	藤沢型認定保育施設 その他届出保育施設等*2	要 ※利用者は一旦施設へ保育料を 支払う。	利用者へ支給 (償還払い) ※月額37,000円*3以内で支給	年2回・実績払い (11月・翌5月)
	企業主導型保育事業	不要 ※国の定める利用者負担相当額 を超える分は支払う。	(国が直接支給)	

*1 無償化の対象となる「保育料」は、基本的な教育・保育の提供に要する費用のみとされ、給食費、日用品費、行事参加費等の実費徴収費用は含まない。実費徴収費用は別途各施設へ支払う。

*2 「その他届出保育施設等」とは、他の種類のいずれにも属さない認可外保育施設のほか、一時預かり事業やファミリー・サポート・センター事業等をいう。

*3 金額は3歳から5歳の児童の場合の給付上限額。0歳から2歳までの住民税非課税世帯の児童の場合は、各金額に5,000円を加えた額が給付上限額となる。

(2) 認可保育施設における給食食材料費（副食費^{*4}）の取扱

認可保育施設において、これまで保育料の一部として市が徴収してきた3歳児以上の給食食材料費（副食費）については、無償化の実施後は保育料から区別され、施設が保護者から直接徴収する取扱に変更となります。このため各施設においては独自に徴収額を定める必要が生じますが、この徴収額について、国は「各施設において実際に給食の提供に要した材料の費用を勘案して定める」とする一方、「これまで3歳以上の保育利用認定を受けた児童の給食食材料費（副食費）は公定価格において積算し、保育料の一部として保護者に月額4,500円の負担を求めてきたことから、今後各施設で徴収額を設定する場合にもこの月額4,500円を目安とする」との考え方を示しています。

本市では、徴収額の設定は各施設が行うことを前提とする中で、公立保育所を含めた認可保育施設における一月あたりの徴収額を目安として「徴収基本額」を定めることとし、その金額は、国が目安とする徴収額（月額4,500円）が無償化実施後の給付費から差し引かれる仕組であることを踏まえ、「月額4,500円」とします。

なお、0歳児から2歳児の子どもの給食食材料費については、これまでと同様、保育料の一部として市が徴収を行う取扱に変更はありません。

*4 「副食費」は、おかず代のほか、おやつ代や牛乳、お茶等の飲み物代を含む。

(3) 給食食材料費（副食費）の徴収免除

無償化の実施に伴い、給食食材料費（副食費）の徴収免除対象者が拡大され、認可保育施設等（認定こども園及び幼稚園（施設型給付）を含む。）を利用する3歳以上の児童のうち、年収360万円未満相当世帯の児童、及び全所得階層の第3子以降の児童が徴収免除の対象となります。この徴収免除対象者の給食食材料費（副食費）相当額については、給付費に加算（月額4,500円）されて各施設に支給されます。

また、認可保育施設等の徴収免除対象者との公平性の観点から、幼稚園（私学助成）の利用者を対象に給食食材料費（副食費）の補足給付事業が設けられました。この事業は、実施の有無や対象者の範囲を市町村が決定することとされており、本市においては、対象者の範囲を認可保育施設等の徴収免除対象者と同様とし、事業を実施することとします。

(4) 幼児教育施設への新たな支援事業の実施

幼児教育施設は、幼稚園に準じる施設として本市が独自に認定した認可外保育施設ですが、このたびの無償化では、利用者の「保育の必要性の有無」により対象者が判別されるため、保育の必要性が認められない児童が多く通う幼児教育施設においては、無償化の対象外となる児童が多数生じる見込みです。

こうした状況の中、本市では令和元年6月市議会定例会において、無償化実施後の幼児教育施設に対する支援の考え方を示すとともに、市議会における陳情の審議結果等を踏まえ、次のとおり、無償化実施後の支援事業の制度設計を行いました。

ア 新たな支援事業の考え方

- (ア) 現行の幼稚園等就園奨励費補助金を廃止し、無償化の制度を踏まえた新たな保育料助成事業を実施する。
- (イ) 補助上限額の設定は、無償化による給付上限額の設定方法を踏まえ、対象世帯の収入状況等にかかわらず、一定の額で設定を行う。
- (ウ) 認可外保育施設に通う児童が無償化の対象となるためには、保育の必要性が認められることに加え、当該施設が国の定める指導監督基準（以下「監督基準」という。）への適合を条件としていることから、新たな支援事業においても、当該施設の保育の質の確保とその向上を図ることを目的に、無償化実施後の各施設の監督基準の適合状況に応じて、補助上限額に差を設けることとする。

イ 新たな支援事業の内容

- (ア) 対象施設 「藤沢市幼児教育施設」として認定を受けた施設
- (イ) 対象者 対象施設を利用する無償化の対象とならない児童
- (ウ) 対象経費 対象者が支払う保育料
- (エ) 補助金額 対象施設の監督基準適合状況に応じた次の補助上限額までの保育料額
 - 〔適合施設〕 月額 25,700 円（幼稚園の無償化給付と同等の額）
 - 〔不適合施設〕 月額 9,000 円（幼稚園等就園奨励費補助金の1人あたり平均補助額）
- (オ) 実施期間 令和元年10月から原則5年間

ウ 現行制度との比較

現行制度（幼稚園等就園奨励費補助金）による補助額と新たな支援事業による補助額を利用者の収入状況、また子どもの人数や利用日数に応じて比較した場合、それぞれの影響は、概ね次の表のとおりとなります。

監督基準 収入状況	適合施設 (月額 25,700 円を上限)	不適合施設 (月額 9,000 円を上限)
平均所得世帯	基本的に現行制度より増額	現行制度と同程度
高所得世帯	補助額の増額	現行制度と同程度
低所得世帯	現行制度と同程度	補助額の減額

監督基準 要件	適合施設 (月額 25,700 円を上限)	不適合施設 (月額 9,000 円を上限)
多子世帯 (対象児童が第3子以降)	現行制度と同程度	補助額の減額
利用日数 (週3~4日利用)	[第1・2子] 増額 [第3子以降] 現行制度と同程度	[第1・2子] 現行制度と同程度 [第3子以降] 減額

(5) 無償化に伴う施設の事務負担増への対応

無償化の実施に伴い、法人立認可保育所においては、給食食材料費（副食費）の徴収を各施設が行う取扱に変更となります。このため徴収作業や領収書の発行、滞納が生じた場合の対応など、事務負担の増加が見込まれています。また、幼稚園においても、無償化による新たな給付を受けるための事務として、在園児名簿の作成や支援提供証明書の発行など、書類作成による事務負担の増加が見込まれています。

無償化の実施により生じるこうした施設の事務負担について、各施設の本来業務への影響を懸念する声があることから、関係団体からの要望を踏まえ、事務負担の軽減に向けた支援事業を一定期間の中で実施します。

3 今後の対応予定

本年10月の無償化の開始に向けて、9月末までに対象施設の公示や利用者への認定通知を行うとともに、10月以降、令和2年度新入園児への申請書類の配布等の対応を順次行っていきます。

令和元年度	
9月	市議会定例会 条例改正議案の上程 補正予算議案（無償化に係る給付費等）の上程 無償化給付対象施設の公示 無償化給付対象者への認定結果の通知
10月	幼児教育・保育の無償化 開始 ※年度途中に対象施設の利用を開始した利用者に関する申請手続きを順次実施
10～11月	令和2年度新入園児への申請書類の配布（施設種別ごとに順次配布） ↓（認定申請受付開始）
2～3月	令和2年度新入園児への認定結果の通知

以 上

（事務担当 子ども青少年部 保育課）